

3) 障害児施設、事業のサービス体系の見直し(概ね5年後施行を目途に3年以内に結論)

<見直しの方針>

- 措置権については、原則として都道府県から市町村に移譲し、大人の障害者と同様の制度に改める。
(※ 被虐待等の要保護性を有する障害児への入所について、現在、国会に法案が提出されている児童虐待防止対策を含む。児童福祉法改正の動向を踏まえた上で、概ね5年後の施行を目途に3年間以内に結論を得る。)
- さまざまな年齢や障害程度の異なる児童が混在するなど、本来の施設の機能と入所児の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。(措置権移譲と同時期に着手)

教育と連携を図りつつ「発達支援・育児支援システム」を体系的に整備していくため、親の障害受容を促すための事業や適切な発達を確保していくための事業を実施する。

